

平成23年第2回美祢市議会臨時会会議録

平成23年4月20日(水曜日)

1. 出席議員

1 番	馬屋原 眞 一	2 番	岡 山 隆
3 番	有 道 典 広	4 番	高 木 法 生
5 番	萬 代 泰 生	6 番	三 好 睦 子
7 番	山 中 佳 子	8 番	岩 本 明 央
9 番	下 井 克 己	10 番	河 本 芳 久
11 番	西 岡 晃	12 番	荒 山 光 広
13 番	柴 崎 修一郎	14 番	田 邊 諄 祐
15 番	山 本 昌 二	17 番	原 田 茂
18 番	村 上 健 二	19 番	河 村 淳
20 番	大 中 宏	21 番	南 口 彰 夫
22 番	安 富 法 明	23 番	徳 並 伍 朗
24 番	竹 岡 昌 治	25 番	布 施 文 子
26 番	秋 山 哲 朗		

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
議会事務局主査 岡 崎 基 代

議会事務局主査 岩 崎 敏 行

5. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 村 田 弘 司
総 務 部 長 波佐間 敏
市民福祉部長 金 子 彰
建設経済部長 伊 藤 康 文
建設経済部長 秋 枝 秀 稔
建設経済部長 奥 田 源 良
建設経済部長 久 保 宏 二

副 市 長 林 繁 美
総合政策部長 田 辺 剛
病院事業局長 藤 澤 和 昭
総合観光部長 福 田 和 司
総務部次長 倉 重 郁 二
総務課長 小 田 正 幸
総務課長 篠 田 洋 司

市民福祉部長	杉 原 功 一	建設経済部長	前 野 兼 治
市民課長		建設課長	
教育長	永 富 康 文	建設委員	山 田 悦 子
		事務局	
消防長	坂 田 文 和	会計管理者	古 屋 勝 美
美東総合長	藤 井 勝 巳	秋芳総合長	杉 本 伊佐雄
支所長		支所長	
代表監査委員	三 好 輝 廣	査査委員	西 山 宏 史
教育委員	石 田 淳 司	事務局	
事務局次長		上下水道事業	久 保 毅
市民福祉部長	原 川 清 史	市民福祉部長	
健康増進課長		地域福祉課長	佐々木 彰 宣

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 5 議案第 3 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 4 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 美祢市固定資産評価員の選任について
- 日程第 9 議員提出議案第 3 号 下領北団地解体（2 工区）工事に伴う調査に関する決議

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前１０時００分開会

- 議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより平成２３年第２回美祢市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、このたび山口県市議会議長会より表彰がございました。

表彰状並びに記念品は、先刻、議長室において伝達いたしました。被表彰者のお名前を事務局長から報告いたさせます。事務局長。

- 議会事務局長（重村暢之君） それでは御報告申し上げます。

山口県市議会議長会表彰、議員１２年以上、村上健二議員、議員８年以上、安富法明議員、布施文子議員、田邊諄祐議員、柴崎修一郎議員、荒山光広議員、西岡晃議員。

以上、報告を終わります。

- 議長（秋山哲朗君） 次に、４月の人事異動によりまして、職員の異動がありました。この際、執行部より紹介がございますので、よろしくお願いいたします。林副市長。

- 副市長（林 繁美君） それでは、４月１日付をもちまして職員の人事異動に伴います、本日出席しております部課長を紹介させていただきます。

まず、向かって左側からですが、市民福祉部長、金子彰です。続きまして、総合観光部長、福田和司、建設経済部次長、秋枝秀稔、総務部次長、倉重郁二、財政課長、奥田源良、税務課長、小田正幸、総合政策部次長、篠田洋司、建設課長、前野兼治。続きまして右側でございます。教育委員会事務局長、山田悦子、会計管理者、古屋勝美、上下水道事業局長、久保毅、健康増進課長、原川清史、地域福祉課長、佐々木彰宣。

以上で紹介を終わらせていただきます。

- 議長（秋山哲朗君） この際、河村議員並びに有道議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。河村議員。

- １９番（河村 淳君） 発言の許可がありましたので発言をさせていただきます。

過ぐる３月１５日の予算審査特別委員会の席上、私ども友善会の議員が総括質疑のとき、その他の項でありましたが質問を受け、説明する途中でございましたが、委員長より中止がありまして、最後まで説明ができなかったようでございますが、退席をしたということは同時に同会派の者２名が退席をいたしました。このことは、

委員会の秩序、議員としての品位に欠ける行為であり、議員皆様方に対し深くおわびを申し上げる次第でございます。なお、委員長の許可なしに行動したことは、誠に申しわけなく思っております。今後は議員基本条例、倫理条例も設置されましたし、自治法上の規定されている議員の議場での秩序の維持、自治法の１２９条、または発言における品位の保持等に努めなければならないと思っております。申しわけございませんでした。

そこで、議長さんに一つお尋ねしますが、お考えをお聞きます。このような議場での退席が、本会議においても今まで何度か過去においても何人かが退席されておるようでございますが、この点につきまして、どのように思っておられるかお伺いする次第でございます。どうも御無礼でございますが、よろしくお願いいたします。

- 議長（秋山哲朗君） 今の河村議員が申されたとおりであります。このたび、先月の２４日に議会の最高規範であります議会の基本条例が制定されております。この第３条の中に、議員の活動原則というのがあります。この中に、市民全体の福利の向上を目指して活動することということがあります。常日ごろ私も思っております。議員たる人間は公僕たれということであります。そこに主権者である市民のために活動するのが我々議員であろうと思っておりますので、そういう自覚のもとで今後とも力を合わせて、美祢市発展のために頑張ろうではありませんか。そういう考えであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、有道議員。

- ３番（有道典広君） どうも、この機会を与えていただき感謝しております。

さて、３月の定例会中に３月１１日急遽入院となり、皆様方到大変御迷惑をおかけして申しわけありませんでした。なお、現在も加療中の身ではございますけど、今後議会の運営並びに執行部の皆様と一生懸命努めさせていただこうと思っております。

それを申し上げて、あいさつとさせていただきます。大変御迷惑かけました。

- 議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局長より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

- 議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに執行部から送付してございますものは、議案第１号から

議案第 6 号までの 6 件と、事務局からは議員提出議案第 3 号の 1 件でございます。

また、本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表第 1 号、議案付託表、以上 3 件でございます。

御報告を終わります。

- 議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において山本昌二議員、原田茂議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第 3、議案第 1 号から、日程第 8、議案第 6 号までを会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

- 市長（村田弘司君） 本日提出しました議案 6 件について御説明申し上げます。

議案第 1 号は、専決処分の承認についてであります。

処分事件は、平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

これは、本年 4 月から新たな施設で保育を開始した豊田前保育園における給食について、当初の事業計画では、実施時期未定としておりましたが、諸条件が急遽整ったことから、本年 4 月の新施設開園と同時に、給食を実施することとし、その所要額である 271 万 5,000 円を指定管理料として増額補正したものであります。

この財源といたしまして、基金繰入金を同額の 271 万 5,000 円計上し、歳入歳出予算の総額を 165 億 9,871 万 5,000 円としたものであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 2 号は、専決処分の承認についてであります。

このたび、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成 23 年 3 月 31 日に公布され 4 月 1 日から施行されることに伴い、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容としましては、適用期限を平成 25 年 3 月 31 日までとする延長を行ったものであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 3 号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成 23 年 3 月 30 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、35 万円から 39 万円に暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給について、平成 23 年 4 月 1 日から恒久化するものであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 4 号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成 23 年 3 月 30 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険における基礎課税額の限度額を 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 13 万円から 14 万円に、介護納付金課税額の限度額を 10 万円から 12 万円に改正するもので

あります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 5 号は、平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

このたびの補正は、去る 3 月 11 日に発生しました東日本大震災の被災市町村に対する人的支援として、一般職員 6 名、保健師 2 名を現地に派遣するための経費であり、361 万 1,000 円を補整するものであります。

被災市町村においては、自治体機能の低下や長期化する避難生活での被災者の健康面やメンタル面への影響に対し、多くの人的支援を要しており、この状況を鑑み、一般職員については全国市長会から、保健師については厚生労働省から、派遣依頼があったものです。

派遣に伴う経費の財源といたしましては、総務省自治財政局長による「派遣に要する経費に対しては、所要の特別交付税措置を講ずる」旨の通知により、特別交付税を追加することで対応しております。

東日本大震災における美祢市の人的支援については、震災直後の 3 月 14 日に、消防職員 4 名を救急車両 2 台とともに宮城県石巻市へ派遣しております。このことは既に 3 月議会において御報告しておりますとおりですが、現在は日本看護協会からの要請を受け、病院事業局より看護師 1 名を 4 月 17 日から 22 日の間、岩手県陸前高田市へ派遣しているところであります。

さらに、自治労の要請を受け、美祢市職員労働組合より 2 名を 4 月 23 日から 5 月 1 日の間、宮城県北部へ派遣する予定でありまして、派遣先における業務内容が、行政機能の回復・維持や避難所の運営など自治体職員の業務を支援するものであることから、派遣の取り扱いにつきましては、職務命令による派遣としております。

このたびの全国市長会等の派遣依頼は、これらに続くものとなりますが、具体的な派遣時期については、現在のところ未定であります。今後、関係機関と被災市町村等の間で協議・調整がなされた結果を受け、派遣を実施してまいりたいというふうに考えておりますが、東北地方には、あぶくま洞のある福島県田村市、あるいは龍泉洞のある岩手県岩泉町と、洞窟サミットをとおして美祢市と深いつながりをもつ自治体であります。これらの自治体については美祢市が直接連絡をとり、現在、

人定支援などの調整を行っているところであります。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３６１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億２３２万６，０００円とするものであります。

議案第６号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価員につきましては、税務課長の職にある者を選任しておりますが、川島茂氏が本年３月３１日付をもって退職したことに伴い、本年４月１日付の人事異動により税務課長に異動がありました。

よって、新たに税務課長となりました小田正幸を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第４０４条第２項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案６件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第３、議案第１号専決処分の承認について（平成２３年度美祢市一般会計補正予算（第１号））の質疑を行います。質疑はございませんか。岩本議員。

○８番（岩本明央君） 先ほど、村田市長から説明がありましたが、豊田前保育園の件で補正ということで、先般資料をいただきまして、公立保育園運営費の中の指定管理料として２７１万５，０００円追加ということでございます。先般も山口新聞に出ておりましたことありますが、この保育所のことは前からお話があって急に決まったのではないと思うんですが、先般の３月の定例会が３月２４日か２５日ごろ終わっております。きょうが４月２０日ですから１ヶ月弱でございます。専決処分ですが、本会議に前もって出されなかったらうかと。そういうふうに私は思っております。それで、その辺のいきさつをお尋ねしたいんですが、如何でしょう。

○議長（秋山哲朗君） 佐々木地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 只今の御質問にお答えいたします。

豊田前保育園につきましては、平成２３年３月議会におきまして、美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例を一部改正いたしまして、４月１日から美祢市社会復帰促進センターへ移設したところでございます。

保育園の給食についてでございますが、旧豊田前保育園では給食は未実施でござ

いました。入園を希望する保護者の多くは、給食の実施を強く希望しておられまして、また美祢市社会復帰促進センターにおいて園内に給食を実施する必要な調理場設備などは設けるようになっております。従って、新しい保育園では開始時期は未定でございますが、給食を実施する方向で検討しておったところでございます。これにつきましては、指定管理者の公募時の募集要項にも給食について実施未定ではございますが、収支計画には含めないということで謳っておりました。１２月議会において、指定管理者の指定の議決を受け、指定管理者に指定した紫光会と給食の実施について協議を重ねてきましたが、給食調理員の確保が一番の課題でございました。３月末に給食調理員が確保できたということで、急遽この議案を提出した次第でございます。４月からの給食実施に踏み切ることとして、協定書を指定管理者との間で締結するために予算の裏づけが必要であると考えまして、給食の実施に必要な増額分の指定管理料２７１万５，０００円を、このたび専決処分により補正したところであります。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

○８番（岩本明央君） 実は、これはぎょうせい出版ですが、専決処分ということでいろいろ書いてあります。その中に、次の四つの場合において議会の議決または決定が得られないときには、長の議会の議決または決定すべき事件を処分することができるということで書いてありますが、この中で四つありまして、１、２は議員の数が問題であります。三つ目に地方公共団体の長において議会を招集する間がないと認めたときと。確かに、今の説明でもわからんこともないんですが、前から今の社会復帰促進センターの中に、こういうものを設置するというお話もあったと思いますし、３月定例会からきょうまで１ヶ月弱ですし、もうちょっと前にそういうようなことも、３月定例会に出されるちゅうことでもできなかったかなというふうな感じを私持っておるわけです。その辺もありますが、いまいち理解できない面がありますが、いかがでしょう。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 岩本議員の再質問ですが、私のほうからお答えをいたしましょう。

よく調べておられるんで、ぎょうせいはおそらく執務の事例書でしょう。おっし

やるとおり、予算につきましては市長たる私が予算編成して、議会に御議決いただいて執行していくというのが当たり前の流れですけれども、その予算措置をして議決をちょうだいをする時間がない場合については、市長の権限において専決処分をいたして、その直後の議会においてこのように報告をするということが定められております。

今回の件については、二通り方法が考えられたと思います。施設的には、給食をする施設があるということでありました。ですから、通年予算として給食に係る経費を予算化して議決をちょうだいをするという方法もあったと思います。しかしながら、今、担当課長のほうから説明をさせたわけですけれども、人的な調理師の方、調理の方がいつ確保できるか不透明な状態であったということです。ですから、不透明な部分を抱えながら給食費を予算化するのはいかがという原課のほうの判断がありましたんで、その時点で補正を組んで給食に係る経費を予算化をしようというふうにしたわけですけれども、それが急遽３月末に思わぬ努力をした結果、原課のほうですね、調理師の方が確保できたということで３月議会が終了した後、それを確保できたということです。この４月の臨時会を私のほうで招集をさせていただいて、そこで予算を組んだことを承認の報告をさせていただくということになるということで御理解をいただきたい。

以上です。

- 議長（秋山哲朗君） 岩本議員。
- ８番（岩本明央君） 説明の内容は一応わかりましたが、やはりこれからはできるだけ早目に予算を組んでいただいて、例えば集中豪雨などで市道が破れて児童や生徒がそこを通れんとか危ないちゅう場合には、もちろん専決処分も大変大事と思いますが、こういうようなこと、新聞にも４月４日の日に開園をされておりますが、前もってわかることはできるだけ、ひとつ早目に出していただけるようにということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。
- 議長（秋山哲朗君） 村田市長。
- 市長（村田弘司君） 岩本議員、質問が終わられた後に申し添えられてもどうかと思いますけれども、ちょっと一言加えさせていただきますか。

例えば、今回の場合、この５月に調理師の方が確保できたということが事実であれば、この６月定例議会で補正予算を組んで議決を賜るということが可能だったと

思いますけれども、努力の結果早く確保できたからということで御理解を賜りたいと思います。

私のほうは、どっかの市でもありましたけれども、市長が専決に専決を繰り返して、議会を無視して執行するということは考えておりませんので、十分この辺は認識をして、予算措置はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第１号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第１号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第１号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第４、議案第２号専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○２番（岡山 隆君） それでは、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例ということで、こういう形で固定資産税を減免していくということは、非常に大事なことと思っております。そうすることで、固定資産税は基幹税でもありまして、また租税で非常に重要なものであり、非常にこういったことというのはすべての人が納得をする、そういう形での

対応とは思っております。それで、今回この条例を改正するにあたって、平成 20 年 3 月 21 日にこれ執行されていまして、また平成 22 年 4 月 1 日また執行された。今回がまた執行ということで、これに関しては個々ありましたけど、省令の一部を改正されたということで、こういった美祢市のこういった条例も変更していく、変えていく。こういったことであろうと思っております。こういった省令については、今後とも省令が変わるたびに、多分その人だと思えますけれども、変わるたびに市もそれに併せてきちっと今後とも適用していく。大体 2 年ぐらいで改定してるような感じでありますけれども、それに沿って美祢市も改定をしていくということによろしいんでしょうか、お伺いします。

○議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

このたび、平成 23 年 3 月 31 日に岡山議員のおっしゃる省令の公布がなされております。それに伴い、本条例を改正したもので、今後も省令等の改正があれば、それに伴って市条例のほうも改正するようになると思います。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○2 番（岡山 隆君） それでは、今回この過疎地域自立促進特別措置法なんですけれども、この美祢市にあって、ここ最近こういった条例が固定資産税の課税免除ということで適用された会社と言いますか、名前は言えないとは思いますが、こういった形のものが固定資産税の課税免除になっているか。もし、その辺が説明ができれば説明していただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

美祢市では、平成 22 年度から 1 社ほど減免措置を受けておるのが現実でございます。業種につきましては、自動車の関連の部品を製造している業種でございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○2 番（岡山 隆君） それでは、固定資産課税減免に関して、美祢市過疎地域自立促進特別措置法でありますけれども、併わせてこういった関連した美祢市企業立地奨励条例、こういったところも固定資産税の課税免除ということで 3 年間のそうい

った設定とかで、課税免除になっておりますけれども、今言ったそういった部分と、今回過疎地域自立促進特別措置法、これ平行して同じように受けられるかどうか。その辺についての説明はどうでありますか。

○議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） 岡山議員さんの御質問にお答えいたします。

美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例と、現在提出しております美祢市過疎地域自立促進法による固定資産税の課税免除に関する条例。これは、対象地区とか対象業種、対象施設等が異なっておりまして、どちらかを選択、両方該当しておれば、どちらかを選択するようになると思います。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○6番（三好睦子君） 私の聞きたいことを、先に聞かれてしまいました。ダブリますので言いませんが、一つお尋ねします。

この課税免除の延長で2,700万円からということなんですが、今それも市で1社だけということでした。これが、個人には適用されていないと。適用というか、2,700万円というのは、当然そんな金額は個人ではないので、課税免除の延長で市民にどういう影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

市民の影響ということなんですが、この課税免除に伴い企業立地が促進されるということで、雇用の創出等いろいろと市民にとっては影響があると考えております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。南口議員。

○21番（南口彰夫君） ちょっと、過疎地域自立促進特別措置法、この名前のとおり過疎地域だということで、この特別措置法を既に私20年間この議場で聞いてまいりました。本来なら、急激に人口減、それに伴う財政、そうしたもので地域が自立するための促進の特別な措置ということの趣旨からいくなれば、本来合併後過疎計画の新しい旧美祢市、旧秋芳、旧美東町、それぞれが過疎地域で指定され計画を持っておりました。その後、新しい市になって新しい過疎計画を立てて、当然議会も議論しながら立ててやってきているわけですが、この過疎計画に基づく取り組み

と、その現状並びに今後の課題が、進捗状況も含めて、今後の将来的な展望も含めながら、どういう状況なのかというところを市長のほうにお尋ねをしたいと思います。

以上。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 南口議員の御質問で、私に対する御質問ということで、私、過疎地域、この美祢市全域過疎地域になっていますので、過疎という言葉余り好きではないですけど、現実的に法律が過疎地域自立促進特別措置法という形になっています。ですから、その思いを持って仕事をしていますけど、とりあえず担当部長のほうから今の現状、事務方のほうの、そのことを述べさせた上で私のほうからお答えいたします。

○議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

○総合政策部長（田辺 剛君） 只今の南口議員から御質問いただきましたけど、余りにも範囲が広過ぎて、どのような答弁が適切であるかというのを、ちょっとまだ整理しきれておりませんので、できれば絞ってお願いできたらと考えておるんですけど。申し訳ございません。

○議長（秋山哲朗君） 南口議員。

○21番（南口彰夫君） 私も20年間この名前を聞いてきたと。で、市長が率直に言われたんですいね。私20年前に過疎ちゃ何かと。だれがこげな名前を勝手に決めたんかと。で、美祢市を勝手に過疎にするちゃ何ごとかと言うんですが、その当時法律で炭鉱閉山等に伴い人口の2万人からの流出減、それからそれに伴って財政の急速なということで、そういう地域を何とかしようという法律の名前がそうついちよるから仕方がないって当時の市長が答えとるんです。ただし、今、市長が言われたように、この名前決して好きじゃないと、だれも。じゃあ、好きじゃない名前を、どう自立していくんかということの、少なくとも促進をするという法律だということなんですから、これをずっと20年間、さらに今から20年間永遠受け続けていくのか。そうではなく、これから自立するための計画を新市になって、おそらく一生懸命取り組んでいると、その計画を。その計画を将来的な、もう日本全国が過疎になっていく可能性もあるわけですから、この際美祢市は自立することは考えると、この特別措置法の税制面の優遇だけうまく利用しながら、今後10年、

20年のまちづくりをやっていくんだということであれば、単純にそれだけ言ってもらえばいいです。そうじゃないというような考えがあれば、これはなぜ市長にと言ったかという、もう舵とりの問題なんです。この美祢市の舵を、だから3月議会のときに165億円の予算をどう組むんかということで、あえて残念ながら来年の4月までは私が市長になることはできないんです、残念ながら。嫌になって辞められりゃあ、50日以内私が市長になれる可能性があるんですけど、今のところ表の駐車場の評判を聞く範囲でいけば、何で駐車場で急に評判上がるのかと言えば、長年の市民の要望であったという取り組みを見てもですね。ですから、元に戻ります。過疎地域の自立と。普通、分かりにくいんですね。何のことやらさっぱり。だから、この自立していくということであれば、その計画に基づいて長期的にどう自立していく取り組みがなされておるのかという現状と、この分厚い本はおそらく過疎計画つくったんですいね。それに基づく取り組みと今後の課題を若干整理して1ポイントで答えてもらえればいいわけ。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 南口議員、先ほどちょっと戸惑いましてね。大概、南口議員は質問が随分長くて、何を聞かれているかよわからんことが多かったけど、先ほどの質問は余り短過ぎて何を聞かれとるか、よわからんかったんですよ。よく、今の時点でわかりました。舵とり役というふうな形をおっしゃいましたけど、確かに美祢市全域の政策に係ることは私が考えて、これを補助機関たる市の職員にやってもらっているという形です。ですから、私に、すべての責任がありますんで、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

今、駐車場のことをおっしゃいましたけど、市役所の前庭のことですね。これを、なぜしたかと言いますと、これも国の交付金ですから、市税は使わずに国のお金を使わせていただいて、全域を整備をしたわけですが、交流拠点都市って私は常に申し上げておりますが、この過疎地という言葉は嫌いとしり上げたけれども、おそらく日本全国、よく私申し上げるんだけれども、国立の社会保障人口問題研究所が出しておる統計、中長期の統計を見ますと、あと45年たったら日本の総人口が統計で言えば9,000万人を切る可能性があるということ。今、1億2,000万人を超えていますんで、3,000万人以上の人口が、この45年間のうちに減ってくる可能性が多いにあるという統計が出ています。ということは、ちょ

っと南口議員がおっしゃったけれども、この日本全体が今過疎化が進んでおる中において、さらにこの地方においては、いわゆる過疎がさらに進行するということがおしなべて起こってくるということが、もう現実的に見えておるということです。ただし、今回、東日本大震災がございましたので、このことによって人の流れが、その中にありながらも東京だけは一極集中で人口がふえておるという現実がありました。しかしながら、今回のことを契機に人のお住まいになる移動の形態も変わってくるだろうというふうに思っております。そのことも踏まえた上で、この美祢市ですね、交流拠点都市ということ。すばらしい自然環境を持っておるということと自然遺産を持っておるということ。それを踏まえた上で、この地域をまず市民の方に思いを、この地域は地盤沈下をしていくんだという思いで、みんなが手をつないで暗くなってしまいますと、この地域は全部沈みます。これは、おそらくこの議会におられる、市民の代表でおられる議員の方々が、みんな我々が住んでおるとこつまらんよと、先々はどうせ人口も減って暗くなるんだから、何を言ってもつまらんよという思いになられたら、おそらくこの地域は、ある意味で言えば本当の過疎になるだろうというふうに思っています。だから、今、我々が持っておるこの資源、財産を使って、いかにこの地域を希望がある形を市民の方にお示しをして、だから将来的にもここにもまだ若い人が住んでもらえるようになるんじゃないかとか、それから、よそから来ていただけるんじゃないかということも含めてやっていきたいという上で、この過疎地域自立促進特別措置法に基づきます固定資産税の減免もおこっておるということですね。先ほど、企業の立地にも有効であると言いましたけれども、ただこの法律に頼っておるだけではだめということですね。ですから、私今からしゃべりだしたらおそらく1時間ぐらいいろんな政策しゃべりますんで、これだけにしておきますけれども、大きな思いで言えば、市民の方々、議員の方々を含めて市の職員もです。これから、先、美祢市はまだまだ未来は明るいぞという気持ちになっていただきたい。この思いを込めて、私は大きな仕事をやらせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第２号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第２号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第２号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第５、議案第３号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第３号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第３号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第３号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第4号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

- 6番（三好睦子君） お尋ねします。どうして上限があるかということなんですが、こうしたお金持ちの人には51万円の上限があると。所得が1,000万円あっても400万円あっても同じなのは、ある面不公平ではないかと思いますが、どうでしょうか。お尋ねします。

- 議長（秋山哲朗君） 杉原市民課長。

- 市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の三好議員の御質問にお答えいたします。

この上限につきましては、国保の料金を集める上で、所得が高い方が極端に高いという形で納めるのも不均衡というところもあると思いますので、その感じで国が金額の上限を決めまして定めているものでございます。この形で課税するのが適切ではあると思っております。

- 議長（秋山哲朗君） 三好議員。

- 6番（三好睦子君） 収入のある人は上限で頭うちがあるのに、収入の少ない人は免除がないのは、ちょっとどうかと思いますが。多分それは2割、5割、7割の減免制度があると言われると思いますが、この収入の少ない人は減免ではなく免除制度でないと、本当に国保税を払ったら病気になっても医者代がなくて、国保税を払ったために生活費もなくなると。医者代がなくなって、病院に行かれないということが起こるのではないかと思います。こういうときどうしたらいいのでしょうか。

- 議長（秋山哲朗君） 杉原課長。

- 市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の御質問にお答えいたします。

今言われたように、軽減の制度がございます。そのほかに、所得につきまして、また資産割につきましては、それぞれの金額に基づいて税を決めるようになっておりますので、その分が安くなるというような考えもございますので、その所得、または資産割に併せまして金額が決まってるということで御理解いただければと思います。

- 議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第４号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第４号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

- ６番（三好睦子君） 上限があることが、本当に金持ち優遇政策だと思います。上限があることには反対ですが、５１万円の枠が一つふえたということには反対しません。承認しますので、この意見として承認意見といたします。

- 議長（秋山哲朗君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第４号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第７、議案第５号平成２３年度美祢市一般会計補正予算（第２号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第５号は、所管の委員会へ付託いたします。

小田税務課長の退席をお願いいたします。

〔税務課長 小田正幸君 退席〕

- 議長（秋山哲朗君） 日程第８、議案第６号美祢市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

小田税務課長の復席をお願いいたします。

〔税務課長 小田正幸君 復席〕

- 議長（秋山哲朗君） 小田税務課長さんには、議会で同意されましたので、これかの席からお知らせをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは総務企業委員会の開催をお願いいたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時45分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第7、議案第5号を議題といたします。

本件に関し、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

- 総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました、議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第2号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、そ

の審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

執行部より款、総務費、項、総務管理費の中に新たに目の災害支援費を新設し、東日本大震災支援費としております。これは、３月１１日に発生いたしました東日本大震災の災害支援費のため保健師２名、一般職員６名を派遣するために必要な経費を補正するものであり、職員手当、旅費、需用費で３６１万１，０００円を計上しております。保健師は８日間、健康相談や健康チェック等を行い、一般職員につきましては１４日間、被災地の支援を行う予定としております。支出の経費の財源といたしまして、特別交付税を３６１万１，０００円計上しております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億２３８万６，０００円とするものですとの説明がありました。これに対し、質疑でございますが、災害派遣の期間が短いという意見があるが、どういうふうにお考えかとの問いに対し、市長より非常に現地の状況が悲惨であり、全国から集まって現地で活動されておられますが、救援に行かれた方が心身が疲弊をし、逆に病気になられる例もあるようです。

このようなことを踏まえて、それぞれの救援活動を行っておる団体・組織等がローテーションを組んで、ある一定の短期の期間で人を入れかえて継続していくこととしておりますとの答弁がありました。

その他意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第７、議案第５号平成２３年度美祢市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第５号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決で

あります。委員長報告のとおり、決することに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議員提出議案第 3 号下領北団地解体（2 工区）工事に伴う調査に関する決議を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、有道典広議員の退席を求めます。

〔有道典広君 退席〕

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

- 13 番（柴崎修一郎君） それでは、議員提出議案第 3 号下領北団地解体（2 工区）工事に伴う調査に関する決議の提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は竹岡昌治議員、南口彰夫議員、河村淳議員、村上健二議員、岡山隆議員であります。

それでは、議案を読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

議員提出議案第 3 号下領北団地解体（2 工区）工事に伴う調査に関する決議。

下記により下領北団地解体（2 工区）工事に伴う調査に関する決議を提出します。

記。1、調査事項。本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）下領北団地解体（2 工区）工事の請負に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は地方自治法第 100 条及び委員会条例第 6 条の規定により、議長を除く委員 24 名からなる下領北団地解体（2 工区）工事の請負に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3、調査権限。本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限。上記特別委員会は、1 に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、本年度においては、12 万円以内とする。

平成 23 年 4 月 20 日、美祢市議会議長、秋山哲朗様。

以上で提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申

し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

- 議長（秋山哲朗君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第３号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今、議題となっております議員提出議案第３号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第３号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第３号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君）御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第３号を採決いたします。本議案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第３号は可決されました。

有道典広議員複席をお願いいたします。

〔有道典広君 復席〕

- 議長（秋山哲朗君）お諮りをいたします。

只今設置されました、下領北団地解体（２工区）工事の請負に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第２項の規定により、２４名といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君）御異議なしと認めます。よって、下領北団地解体（２工区）工事の請負に関する調査特別委員会の委員は２４名と決しました。

お諮りをいたします。只今設置をされました、下領北団地解体（２工区）工事の

請負に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く24名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。只今指名しました議員を、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催するため、この際、暫時休憩をいたします。

午前11時56分休憩

.....

午後 1時59分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際御報告申し上げます。下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会の正・副委員長が決まりましたので申し上げます。

特別委員会委員長に南口彰夫議員、副委員長に柴崎修一郎議員が就任されましたので御報告申し上げます。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これにて、平成23年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後2時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年4月20日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

山本昌二

〃

原田 茂